

競争参加者の資格に関する公示

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「当信用基金」という。）の令和6年度における一般競争に参加する者に必要な資格（以下「競争参加者資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

なお、「令和5・6年度の農林水産省大臣官房参事官（経理）の競争参加資格」又は「令和4・5・6年度における資格確認通知書（全省庁統一資格）」を取得している者については、本公示に基づく申請の必要はありません。

令和6年1月31日

独立行政法人農林漁業信用基金
契約担当役 平山 潤一郎

1. 当信用基金の競争参加者資格を得ることで参加が可能となる契約

- (1) ① 競争契約
- ② 随意契約（外国で契約する場合及び公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を公共団体に直接に売り払い、貸し付け又は信託する場合を除く。）
- (2) 申請ができる契約の種類
 - ① 建設工事
 - ② 物品の製造
 - ③ 物品の購入
 - ④ 測量・建設コンサルタント等
 - ⑤ 役務等

2. 申請手続き

- (1) 建設工事及び測量・建設コンサルタント等
 - ① 必要書類の詳細は3の申請書類を参照してください。なお、各申請書は当信用基金のホームページよりダウンロードできます。
<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>
 - ② 申請方法：郵送又は持参
- (2) 物品の製造、物品の購入及び役務等
 - ① 必要書類の詳細は3の申請書類を参照してください。なお、各申請書は当信用基金のホームページよりダウンロードできます。
<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>

- ② 申請方法：郵送又は持参
- (3) 申請書の提出先
〒105-6228
東京都港区愛宕二丁目5番1号
愛宕グリーンヒルズ MORI タワー28階
独立行政法人農林漁業信用基金 総務経理部総務課 電話番号：03-3434-7815
(注) 郵送による提出の場合は、封筒に「競争参加者資格申請書 在中」と記載してください。
- (4) その他
- ① 申請日によっては、希望する案件の入札に間に合わないことがあります。
- ② 申請書類は日本語で作成してください。なお、添付書類で外国語記載のものは、日本語の訳文を添付してください。

3. 契約の種類別申請方法について

- (1) 建設工事の競争参加者資格について
- ① 申請書類
- (ア) 一般競争参加資格審査申請書（建設工事）
- (イ) 営業所一覧表（別紙第6号様式）
- (ウ) 総合評定値通知書の写し（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類）
- (エ) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）の写し
- (オ) 共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）
- (カ) 共同企業体等調書（別紙第7号様式）（共同企業体として申請する場合）
- (キ) 申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後5年未満の場合には当該事実を証明する書類
- (ク) グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書
- (ケ) 暴力団等の反社会的勢力に該当する者に該当しない旨の誓約書・役員等名簿
- (コ) 行政書士等の代理申請による場合には委任状
- (サ) 返信用封筒（送付先を明記し、切手を貼付したもの。）
- (注) 上記の提出書類は、建設業法に基づく許可又は審査の際に提出した書類

に準じて作成してください。

② 当信用基金による審査の上、競争参加者資格を付与された場合の有効期間は、当信用基金が競争参加者資格を付与した日から令和7年3月31日までとなります。

(2) 物品の製造、物品の購入又は役務等の競争参加者資格について

① 申請書類

- (ア) 一般競争参加資格審査申請書（物品製造等）
- (イ) 営業所一覧表（別紙第9号様式）
- (ウ) 登記事項証明書又は登記簿謄本（法人の場合）若しくはその写し
- (エ) 財務諸表類（直前の2事業年度分）
- (オ) 納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）の写し
- (カ) 営業経歴書
- (キ) 暴力団等の反社会的勢力に該当する者に該当しない旨の誓約書・役員等名簿
- (ク) 行政書士等の代理申請による場合には委任状
- (ケ) 返信用封筒（送付先を明記し、切手を貼付したもの。）

② 当信用基金による審査の上、競争参加者資格を付与された場合の有効期間は、当信用基金が競争参加者資格を付与した日から令和7年3月31日までとなります。

(3) 測量・建設コンサルタント等の競争参加者資格について

① 申請書類

- (ア) 一般競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
 - (イ) 営業所一覧表（別紙第11号様式）
 - (ウ) 登記事項証明書又は登記簿謄本（法人の場合）若しくはその写し
 - (エ) 財務諸表類（直前の2事業年度分）
 - (オ) 納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）の写し
 - (カ) 登録証明書等（登録を受けている場合）又はその写し
 - (キ) 暴力団等の反社会的勢力に該当する者に該当しない旨の誓約書・役員等名簿
 - (ク) 行政書士等の代理申請による場合には委任状
 - (ケ) 返信用封筒（送付先を明記し、切手を貼付したもの。）
- (注) 1. 申請しようとする者が、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4

月 15 日建設省告示第 717 号) 第 7 条、地質調査業者登録規程 (昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 718 号) 第 7 条又は補償コンサルタント登録規程 (昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号) 第 7 条に規定する現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書 (一式) の写しを提出しようとするときであって、申請しようとする業種の区分が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限り、(イ) から (エ) 及び (カ) までに掲げる書類の添付を省略することができます。2. (ウ)、(エ)、(カ) の書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認しうる他の書類をもって代えることができます。

- ② 当信用基金による審査の上、競争参加者資格を付与された場合の有効期間は、当信用基金が競争参加者資格を付与した日から令和 7 年 3 月 31 日までとなります。

4. 有資格者とししない者

契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 32 条第 1 項各号に該当する者

5. 有資格者とししないことがある者

次の各号の一に該当すると認められる者であって、その事実があった後 3 年を経過していない者 (これを代理人・支配人として使用する者を含む。)

- ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正な行為をした者
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑥ 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- ⑦ 資格審査の申請の時期の直前 1 年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- ⑧ 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- ⑨ その他有資格者と認められない相当な事由がある者

6. 資格審査結果

競争参加者資格審査を行った場合、結果を通知します。